

青梅市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月30日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方自治法の一部改正による、指定代理納付者制度から指定納付受託者制度への移行に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市下水道条例の一部を改正する条例

青梅市下水道条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の5第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。